

令和6年度無線設備試買テスト中間報告(第2次)概要

(1) 微弱無線設備の基準を超える無線設備

総務省では、一般に販売され市場に広く流通している無線設備のうち、微弱無線設備の基準に適合しないため免許不要局として扱うことができないと推定される無線設備を購入し、微弱無線設備の基準に適合しているか確認するための測定を行っています。

令和6年度は、現時点で112機種が微弱無線設備の基準に適合しない電波を発射することが確認されています。

微弱無線設備の基準に適合しない無線設備の概要は下記の通りです。

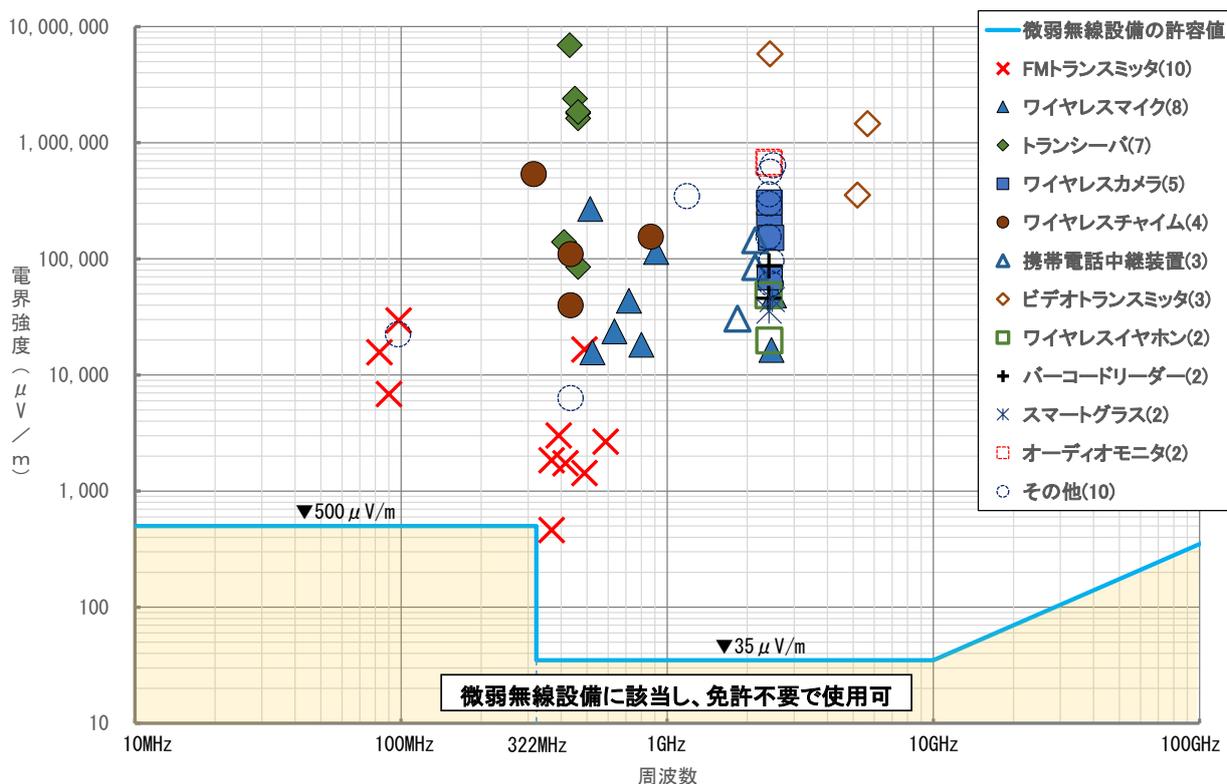


図: 令和6年度無線設備試買テスト中間結果(第2次)  
(用途別の微弱無線設備の基準適合状況)

(2) 基準に適合しない無線設備に関する注意

微弱無線設備の基準を超える無線設備は、免許不要局として扱えません。

無線局免許を受けずに微弱無線設備の基準に適合しない無線設備を使用した場合、他の無線局に混信や妨害を与えるおそれがあるだけでなく、電波法違反となり罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)の対象となります。

このような問題を未然に防止するため、総務省電波利用ポータル(<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/index.htm>)において、今回の公表だけでなく、これまでに実施した無線設備試買テストで判明した基準に適合しない無線設備の情報、測定データや写真等の詳細を公表しています。無線設備の購入や販売の際には、これらの情報も参考としてください。